

寮則

概要

令和X年X月X日 現在

収容人数

男子棟

収容人員	現員	募集定員	備考
X室 × X名	1年 X名 2年 X名	X名	
全体 X名	3年 X名		

女子棟

収容人員	現員	募集定員	備考
X室 × X名	1年 X名 2年 X名	X名	
全体 X名	3年 X名		

閉寮期間

- ・夏季・冬季・春季の休暇中は、一定期間閉寮します。
- ・閉寮期間の具体的な日程については、別途案内します。

食事

- ・平日夕食はおかずの提供があります。
- ・学校がある日の昼食は、高校で弁当注文が可能です。

備え付けのもの

添付資料「備品リスト」をご確認ください。

備品リストにないものは、生徒自身で準備をお願いします。

利用規約

(目的)

この規約は、●●高校の生徒寮に関する事項について定めることを目的とする。

(寮則の改定)

寮運営者は、現行の寮則に変更が必要だと判断したときは、寮生及び保護者へ事前に通知し、寮則を改定することができる。

(入寮対象者)

生徒寮の入居資格は、次のとおりとする。

- (1) ●●県外から●●高校に進学し、自宅からの通学が困難な者
- (2) ●●高校に在学し、校則を遵守することを確約できる者
- (3) ●●町に住民票の異動ができる者
- (4) 寮の利用規則を遵守することを確約できる者
- (5) その他、●●県が特に必要と認める者

(入寮手続き)

- (1) 入寮を希望する場合は、期日までに「●●●●●」「●●●●●」を提出する。
- (2) 入寮期間は本人が卒業する年の3月10日までとする。

(入寮費)

項目	金額	備考
入寮費	XXXX円	入寮時のみ請求する

(寮費)

項目	金額	備考
賃料等	XXXX円	賃料 XXXX円 共益費 XXXX円 ※契約書は別途締結する
サービス料	XXXX円	水光熱費、消耗品費、平日夕食費 等

(支払い先)

●●●●●
●●●●●

※振込手数料は乙の負担とします。

※振込人は、入寮者（生徒）の名前での振込をお願いします。

(秩序維持)

入居者は、共同生活の秩序維持に努めるとともに、ほかの入居者の正当な権利を尊重し、不快感及び迷惑を与える行為をしてはならない。

(外泊)

入居者が外泊をする場合は、外泊の4日前までに保護者が寮監へ外泊届を提出する。

帰省時も外泊届を提出する。

(帰宅門限)

- ・門限は、19時とする。
- ・部活、学校行事等で門限に間に合わない場合は、「帰寮時間変更届」を寮監に提出する。
- ・やむを得ない事情によって、門限に間に合わない時は、寮監に連絡する。

(禁止事項)

- ・異性の寮へ立ち入ること
- ・施設内に入居者以外の者を立ち入らせたり、宿泊させたりすること
- ・無断で外泊すること
- ・飲酒・喫煙をすること
- ・暴力をふるうこと
- ・人のものを盗むこと
- ・金銭の貸し借りをすること
- ・営業活動をすること
- ・勧誘行為をすること
- ・虚偽の申請をすること
- ・寮の鍵を複製すること
- ・寮の鍵の貸し借りをすること
- ・定められた用法、場所以外で火気を使用すること
- ・動物を飼育すること
- ・備品類を所定の場所以外に移動すること
- ・住居内や近隣地域住民に迷惑を及ぼす騒音を出すこと
- ・帰宅門限後に外出すること
- ・他入居者の私物を無断で使用すること
- ・持ち込み禁止物を持ち込むこと

禁止物：

コタツ、電気ヒーター類、冷暖房、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、炊飯器、電子レンジ、オーブントースター、電気ポット、ストーブ、テレビ、ゲーム機、大型のオーディオ製品、動物

※電気毛布、電気カーペットは、それぞれ1人1つまで持ち込み可能とする。持ち込む場合は、寮監に届け出ること。

- ・その他、運営者が禁止したこと

(退寮規定)

下記各項に該当する行為に及んだ場合は、保護者および関係者に連絡し、退寮処分の対象となります。

- ・禁止事項に違反した場合
- ・寮規則および社会的ルールに違反し、著しく他の入居者及び関係者に迷惑をかけた場合
- ・寮費等の納入を、2ヶ月以上怠った場合
- ・その他、寮生活において不適当と認めた場合

(退寮手続き)

- (1) 退寮する場合は、退寮しようとする日の1ヶ月前までに寮務担当まで退寮願を提出し、退寮点検を受けること。破損個所等がある場合は自費により修理すること。
- (2) 退寮もしくは卒業までに寮費等を完納すること。
- (3) 卒業生は原則として、卒業する年の3月10日までに退寮すること。

附則 この規定は、令和6年3月1日より施行する。